## 佐賀県告示第 169 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更する旨の届出があった。

令和2年7月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
旧	寺谷歯科医院	佐賀市西与賀町厘外 739 番	平成19年1月1日
新	寺谷歯科·矯正	地 7	
	歯科医院		
旧	寺谷歯科·矯正	佐賀市西与賀町厘外 739 番	平成24年2月1日
	歯科医院	地 7	
新	寺谷歯科・矯正		
	歯科クリニック		